平成30年　地方分権改革に関する提案募集

へき地における薬局の管理薬剤師の兼務許可要件の緩和について

平成30年7月12日

山口県萩市

萩市の概要

平成17年3月6日、萩市と阿武郡川上村、田万川町、むつみ村、須佐町、旭村、福栄村の1市2町4村が合併

合併時と現在比較	平成17年合併時	平成30年5月31日現在	増減率
面積（㎡）	698.9	698.9	0%
人口（人）	59,702	48,121	-19%
世帯数（世帯）	24,600	23,599	-4%
65歳以上人口（人）	18,404	19,985	9%
高齢化率	30.8%	41.5%	35%

地域別の高齢化率	平成30年5月末現在
萩地域（離島含む）	38.5%
① 川上地域	51.0%
② 田万川地域	50.4%
③ むつみ地域	55.6%
④ 須佐地域	51.2%
⑤ 旭地域	51.7%
⑥ 福栄地域	53.1%
⑦ 見島地域	51.7%
⑧ 大島地域	37.6%
⑨ 相島地域	50.7%

平成28年10月1日時点推計人口高齢化率
全　国　27．3%
山口県　32．8%（全国第4位）

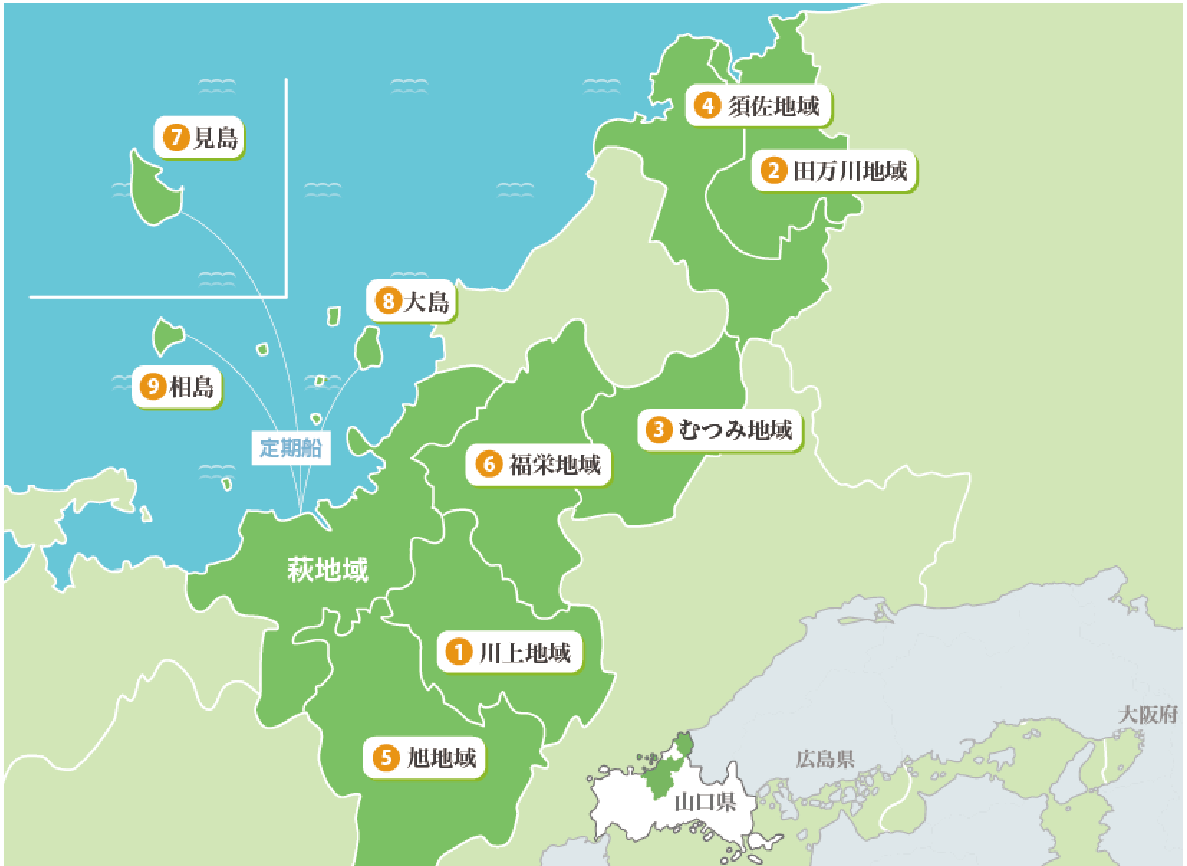

全国、山口県平均をはるかに上回る高齢化率

萩市のへき地医療事情

- 市内全域が、過疎地域自立促進特別措置法に基づいて指定された「へき地」
- 市内には、へき地医療拠点病院の市立の萩市民病院のほか、地域には、11の国民健康保険診療所がある。
- 深刻な医師不足で、4診療所については県から自治医科大学出身の医師を2年毎に派遣いただいているほか、2診療所は市外の病院へ指定管理による週2回の診療を維持している。
- 今回提案の対象である田万川地域は、民間の医療機関が閉院し、一時的に無医地区となった。市内医療機関の協力により国保診療所を開設したが、週2回を超える診療が困難な状況である。
- 山口県内には、8つの保健医療圏があるが、萩保健医療圏は、人口10万人当たりの医師数は最下位である。

全国平均	240.1人
山口県平均	246.5人
萩保健医療圏	174.7人

萩保健医療圏　公立病院・診療所一覧

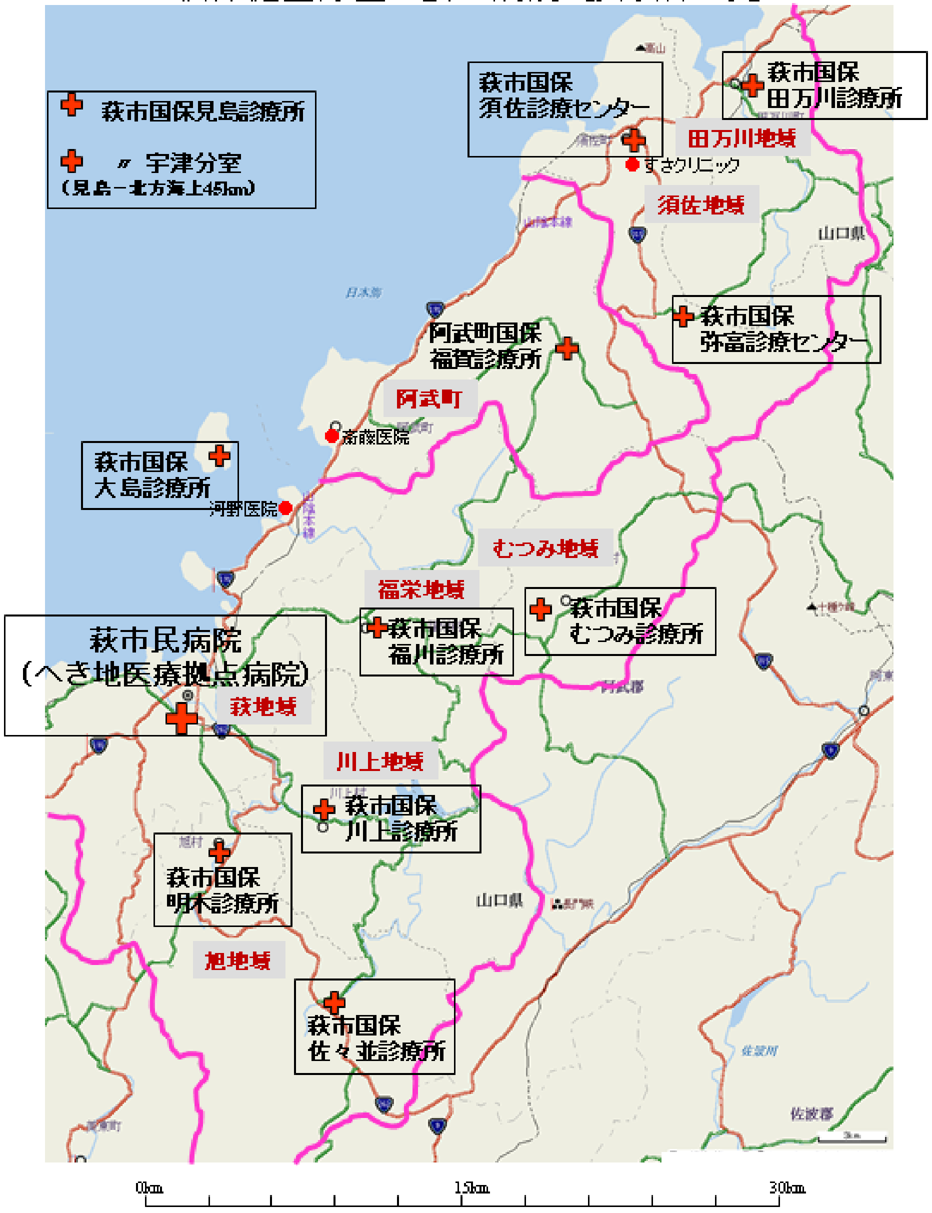

萩市の薬局事情

- 薬局は、市内に29店舗あるが、ほとんどが市街地に集中し、市街地以外の地域には3店しかない。(須佐地域1店舗、田万川地域2店舗)
- 人口10万人当たりの薬剤師数は、全国平均を下回っている。（平成26年12月末現在）

全国平均　　226.7人
山口県平均　229人
萩市　　　　182人

萩市内の薬局数

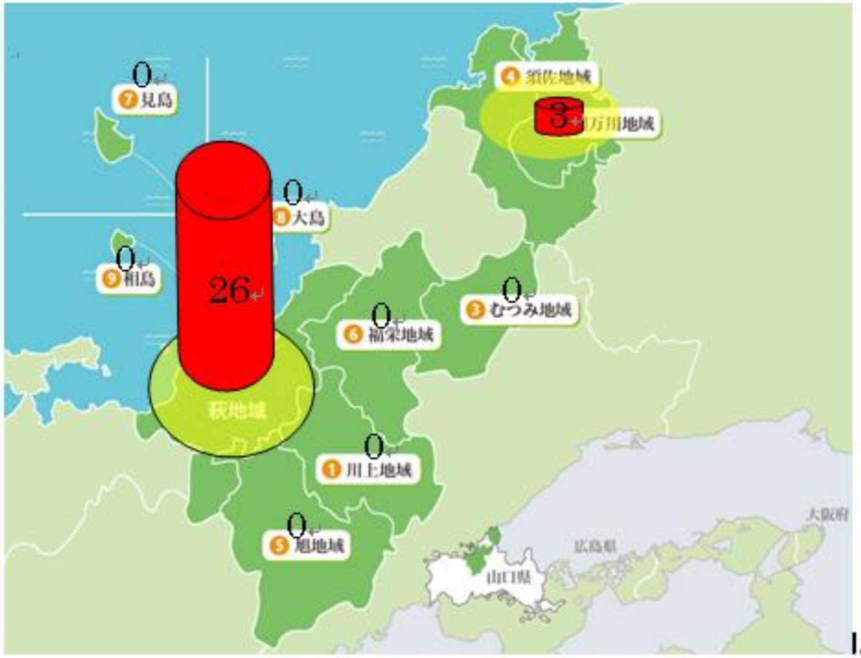

薬局は、市内人口の約62%を占める市街地に店舗が集中しており、離島や中山間地域には1店舗もなく、須佐・田万川地域の薬局は地域住民にとって、貴重な店舗となっている。

現行制度の概要

- 薬局所在地の都道府県知事等が薬局の開設許可を行う。（法第４条）
- 薬局は薬剤師が実地に管理しなければならない。（法第７条第１項、第２項）
- 薬局の管理者は保健衛生上支障を生ずるおそれがないように、従業者の監督、構造設備や医薬品の管理、その他薬局の業務に必要な注意等をしなければならない。（法第８条第１項、第２項）
- 薬局の管理者は、薬局の所在地の都道府県知事等の許可を受けた場合に限り、他の薬局で従事することができる。（法第７条第３項）
- 薬局管理者の兼務許可は、非常勤の学校薬剤師を兼ねる場合等であって薬局の管理者としての業務を遂行するにあたって支障を生ずることがないと認められる場合に限られる。（昭和36年2月8日薬発第44号厚生省薬務局長通知）

※法とは、「医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和35年法律第145号）」

具体的な支障事例①

- 本市出身の経営者が地域の医療事情を憂い、診療所の近隣に薬局を設置し、**診療日の週2日開局**している。
- 週2日の開局では、**採算性の問題から継続が困難**なため、開局日以外の勤務ができるよう「管理薬剤師の兼務許可」を県知事に願い出た。
- 県から「**厚生労働省へ照会したが、公益性のある学校薬剤師としての業務等、極めて例外的に認められるものであり、兼務の許可はできない**」との回答であった。

A薬局開局日（週2日）のために管理薬剤師を雇用することは経営上困難

月	火	水	木	金
休	勤務	休	勤務	休

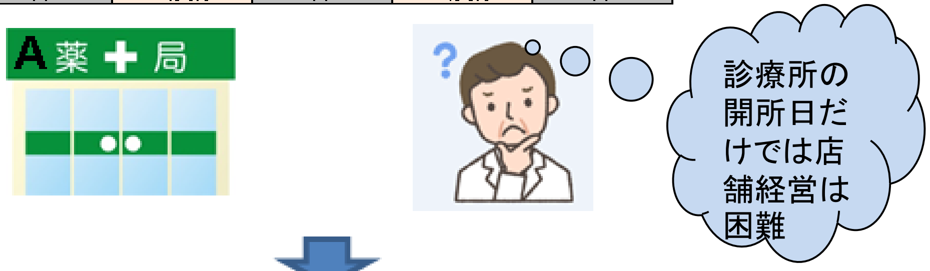

A薬局以外のB薬局との兼務が認められれば、A薬局の存続が可能

月	火	水	木	金
B薬局	A薬局	B薬局	A薬局	B薬局

具体的な支障事例②

- 当該薬局は、診療所と駅の直ぐ近くにあり利便性が高い。
- 当該薬局が閉店すれば、最寄り薬局へは、約1km離れた起伏のある道を移動しなければならない。自家用車のない高齢者等は起伏のある道を往復30分～50分かけて、歩かなければならず、大きな負担となる。
- 地域から当該薬局の管理薬剤師の兼務許可について約450名（地域住民の約2割）が署名し、県知事へ届けられた。

利便性の高い薬局閉店の影響

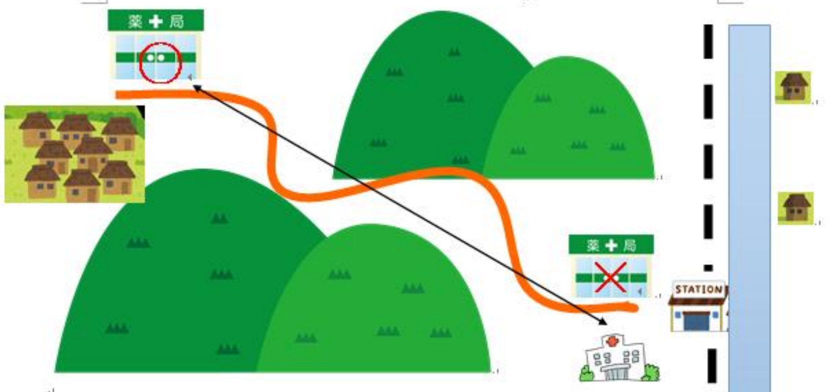

・最寄り薬局までは起伏のある道で約1km離れている
・駅から最寄り薬局方面へバスは運行しているが約4時間に1便

住民への影響は深刻

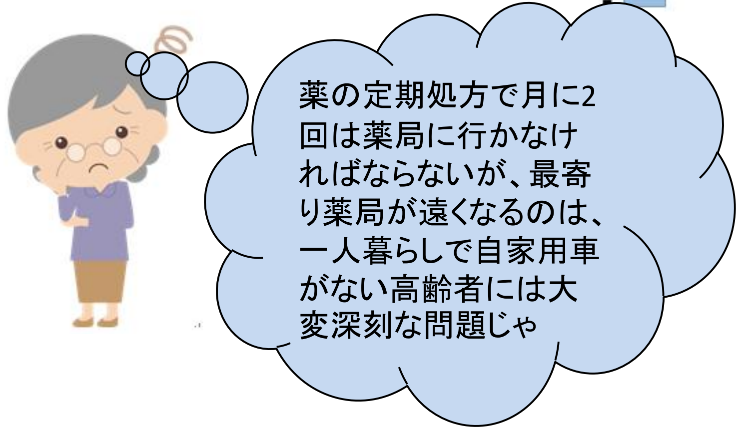

支障事例の解消

- へき地では薬剤師の確保は困難である。
- 高齢化が顕著な地域において薬局は生活に直結するインフラである。
- 医師不足のため、診療日が制限される診療所は今後も増加していくことが予想される。
- 効率最優先の市場原理において、新規参入の見込めないへき地における管理薬剤師の兼務許可の緩和は民間活力の導入・確保に有効な手段である。

年齢と薬の消費量の関係

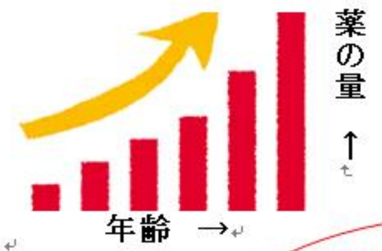

管理薬剤師の働きやすい環境

薬局の経営改善

へき地における管理薬剤師の兼務許可が緩和されれば、他店舗との連携により経営効率の改善や地域貢献のため需要の少ない地域にも出店が容易になる。

地域活性化総合特区における議論
（かがわ医療福祉総合特区）

香川県提案（H23）

○　薬局の管理者の規制を緩和し、へき地診療所の診察日に合わせた薬局の開局及び管理者の当該薬局以外の勤務も可能としてほしい。

↓

厚生労働省回答

○　個別の事案を勘案し、薬局の管理者としての義務を遂行するにあたって支障を生ずる恐れがないと認められる場合は、へき地薬局の管理者がその他の薬局で薬事に関する実務に従事することを県知事が許可されたい。（現行法令で対応可能）

提案募集において求める措置

へき地における薬局の管理薬剤師の兼務許可要件を緩和してほしい。

緩和されれば…

診療所の開所日数が減少しても、管理薬剤師が他店舗で勤務できれば薬局の存続が可能となり、地元とゆかりのある管理薬剤師等が働きながら地域に貢献することができる。

↓

へき地における薬局の閉店を回避することができ、地域の医療が確保されるとともに、住民の不安や混乱が解消される。

↓

薬局業界において、都市部との差別化により、新たな雇用やサービスが生まれ社会に還元される可能性がある。（今後の地域包括支援システムで薬局の役割に大きな期待）

参考：根拠法等①

【医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律】

（開設の許可）

第四条　薬局は、その所在地の都道府県知事（その所在地が保健所を設置する市又は特別区の区域にある場合においては、市長又は区長。次項、第七条第三項並びに第十条第一項（第三十八条第一項並びに第四十条第一項及び第二項において準用する場合を含む。）及び第二項（第三十八条第一項において準用する場合を含む。）において同じ。）の許可を受けなければ、開設してはならない。

（薬局の管理）

第七条　薬局開設者が薬剤師（薬剤師法（昭和三十五年法律第百四十六号）第八条の二第一項の規定による厚生労働大臣の命令を受けた者にあつては、同条第二項の規定による登録を受けた者に限る。以下この項及び次項、第二十八条第二項、第三十一条の二第二項、第三十五条第一項並びに第四十五条において同じ。）であるときは、自らその薬局を実地に管理しなければならない。ただし、その薬局において薬事に関する実務に従事する他の薬剤師のうちから薬局の管理者を指定してその薬局を実地に管理させるときは、この限りでない。

２　薬局開設者が薬剤師でないときは、その薬局において薬事に関する実務に従事する薬剤師のうちから薬局の管理者を指定してその薬局を実地に管理させなければならない。

３　薬局の管理者（第一項の規定により薬局を実地に管理する薬局開設者を含む。次条第一項において同じ。）は、その薬局以外の場所で業として薬局の管理その他薬事に関する実務に従事する者であつてはならない。ただし、その薬局の所在地の都道府県知事の許可を受けたときは、この限りでない。